

輪島市監査公表第6号

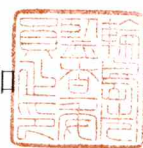
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月24日（水） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○税務課（収納係・資産税係・市民税係）では、各係の職員一丸となり徴収業務に努めている。悪質な滞納者に対しては、差押の実施を行っている。特に平成29年度の差押実績は217件、換価件数は187件14,040,163円であり、前年度と比較すると件数では62件の増、換価金額では6,747,000円の増と大きく増加した。インターネット公売の実施などによる効果も伺える。職員全員の成果であり評価したい。一方で真に資産もなく生活が困難と思われる滞納者に対しては十分な調査をした後、福祉課等との相談を促すなど納税者各人の生活の質に配慮した納税相談に務めていただきたい。

○本年5月末おおよそ農協の市内の4支店が閉鎖された際、税金の納付は郵便局の窓口でも対応できるようになった。それに続き税金のコンビニ収納も実現する。全国のコンビニで全税目の納付が来年4月から可能になるなど納税方法の多様化に遅ればせながら対応している。納税組合の減少や個人納付の増加などで収納率を上げる事が難しい現状であるが収納機会の多様化等に今後とも対応していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

①市税等の滞納について

徴収率アップに向け、引き続き滞納額縮小に取り組んでいただきたい。